

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成22年 6 月 30 日

水 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則

1

規 則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成22年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第35号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(食用のふぐ)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号の規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げるとおりとする。

(有毒部位)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる部位以外の部位及び雌雄同体のふぐの生殖巣とする。

(ふぐ処理師試験合格者と同等以上の知識及び技能を有する者)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める者は、ふぐの処理に関し、別表第 2 に掲げる都府県の知事が行う試験に合格し、当該都府県知事の免許を受けている者とする。

(免許の申請)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項に規定する申請書は、ふぐ処理師免許申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 4 条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により免許を取り消されたことがあるときは、その取消しの年月日
- (2) 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられたことの有無及び刑に処せられたことがあるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日

3 条例第 4 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第 15 条に規定するふぐ処理師試験合格証（前条に規定する者にあつては、同条に規定する試験に合格したことを証する書類及び当該都府県知事から交付された免許証）の写し
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し
- (3) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (4) 成年被後見人でないことを証する書類（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書又は成年被後見人でないことを証した市町村（特別区を含む。）の長の証明書をいう。）
（免許証）

第 6 条 条例第 6 条第 1 項に規定する免許証（以下「免許証」という。）は、ふぐ処理師免許証（様式第 2 号）によるものとする。

（免許証の書換え交付の申請）

第 7 条 条例第 6 条第 2 項の規定による申請は、ふぐ処理師免許証書換え交付申請書（様式第 3 号）に変更の理由を証する書類を添えて行うものとする。

（免許証の再交付の申請）

第 8 条 条例第 6 条第 3 項又は第 4 項の規定による申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

（免許証の返納）

第9条 条例第6条第5項又は第10条第3項の規定による返納は、ふぐ処理師免許証返納届出書（様式第5号）に免許証（その再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、その免許証）を添えて行うものとする。

（ふぐ処理師の死亡の届出）

第10条 条例第7条の規定による届出は、ふぐ処理師死亡届出書（様式第6号）により行うものとする。

（ふぐ処理師の講習）

第11条 条例第9条に規定する講習会を受けようとする者は、ふぐ処理師講習会受講申込書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条に規定する講習会の課程を修了した者に対して、ふぐ処理師講習会修了証（様式第8号）を交付するものとする。

（ふぐ処理師試験の科目）

第12条 条例第12条に規定するふぐ処理師試験（以下「ふぐ処理師試験」という。）の科目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学科試験

ア 食品衛生学

イ 衛生法規

ウ ふぐに関する一般的な知識

(2) ふぐの処理に関する実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

イ ふぐの処理技術に関すること。

（ふぐ処理師試験期日等の公告）

第13条 知事は、ふぐ処理師試験の期日、場所その他ふぐ処理師試験の実施について必要な事項をあらかじめ県報で公告するものとする。

（受験の手続）

第14条 ふぐ処理師試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定するふぐ処理師試験受験願書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第5条第3項に規定する調理師免許証の

写し又はふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて 2 年以上食用のふぐの処理に従事した者であることを証する書類

- (2) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ 4.5センチメートル、横の長さ 3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(合格証の交付)

第15条 知事は、ふぐ処理師試験に合格した者に対して、ふぐ処理師試験合格証(様式第10号)を交付するものとする。

(ふぐ処理営業の認証の申請)

第16条 条例第15条第 1 項に規定する申請書は、ふぐ処理営業認証申請書(様式第 11号)によるものとする。

2 条例第15条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第22条第 1 項又は第 2 項の規定により認証を取り消されたことがあるときは、その取消しの年月日
- (2) 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられたことの有無及び刑に処せられたことがあるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日

3 条例第15条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) ふぐ処理施設ごとに置かれるふぐ処理師の免許証の写し
- (2) ふぐ処理施設の付近の見取図
- (3) ふぐ処理施設の構造設備等を明らかにした図面
- (4) ふぐ処理施設において水道水以外の水を使用する場合にあっては、その水の水質検査の結果を証する書類の写し
- (5) ふぐ処理師が条例第 9 条に規定する講習会の課程を修了した場合にあっては、ふぐ処理師講習会修了証の写し
- (6) 法人にあっては、登記事項証明書

4 前項の規定にかかわらず、ふぐ処理営業者が認証の有効期間満了に際し引き続き同一のふぐ処理営業の認証を受けようとする場合にあっては、条例第15条第 2 項の規則で定める書類は前項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる書類とする。

(ふぐ処理営業の認証の基準)

第17条 条例第16条第4号の規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。

(認証書)

第18条 条例第18条第1項に規定する認証書（以下「認証書」という。）は、ふぐ処理営業認証書（様式第12号）によるものとする。

(認証書の書換え交付の申請)

第19条 条例第18条第2項の規定による申請は、ふぐ処理営業認証書書換え交付申請書（様式第13号）に変更の理由を証する書類を添えて行うものとする。

(認証書の再交付の申請)

第20条 条例第18条第3項又は第4項の規定による申請は、ふぐ処理営業認証書再交付申請書（様式第14号）により行うものとする。

(認証書の返納)

第21条 条例第18条第5項又は第22条第3項の規定による返納は、ふぐ処理営業認証書返納届出書（様式第15号）に認証書（その再交付を受けた後、失った認証書を発見したときは、その認証書）を添えて行うものとする。

(認証申請事項の変更の届出)

第22条 条例第19条の規定による届出は、ふぐ処理営業認証申請事項変更届出書（様式第16号）に変更の理由を証する書類を添えて行うものとする。

(ふぐ処理営業の廃業等の届出)

第23条 条例第20条の規定による届出は、ふぐ処理営業廃業等届出書（様式第17号）により行うものとする。

(ふぐ処理営業者の地位の承継の届出)

第24条 条例第23条第2項の規定による届出は、ふぐ処理営業承継届出書（様式第18号）により行うものとする。

2 前項に規定するふぐ処理営業承継届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 相続による承継の場合 認証書、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(2) 合併又は分割による承継の場合 認証書及び合併後存続する法人若しくは合

併により設立された法人又は分割によりふぐ処理営業を承継した法人の登記事項証明書

(ふぐ卸売業の届出)

第25条 条例第24条の規定による届出は、ふぐ卸売業届出書（様式第19号）により行うものとする。

2 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第52条第 1 項の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別
- (3) 卸売市場の名称

(届出済証)

第26条 条例第25条第 1 項に規定する届出済証（以下「届出済証」という。）は、ふぐ卸売業届出済証（様式第20号）によるものとする。

(届出済証の変更の届出)

第27条 条例第25条第 2 項の規定による届出は、ふぐ卸売業届出済証記載事項変更届出書（様式第21号）に変更の理由を証する書類を添えて行うものとする。

2 知事は、前項に規定するふぐ卸売業届出済証記載事項変更届出書の提出があったときは、届出済証を書き換えて交付するものとする。

(届出済証の破損等の届出)

第28条 条例第25条第 3 項又は第 4 項の規定による届出は、ふぐ卸売業届出済証破損等届出書（様式第22号）により行うものとする。

2 知事は、前項に規定するふぐ卸売業届出済証破損等届出書の提出があったときは、届出済証を再交付するものとする。

(届出済証の返納)

第29条 条例第25条第 5 項の規定による返納は、ふぐ卸売業届出済証返納届出書（様式第23号）に届出済証を添えて行うものとする。

(ふぐ卸売業の廃業等の届出)

第30条 条例第26条において準用する条例第20条の規定による届出は、ふぐ卸売業廃業等届出書（様式第24号）により行うものとする。

(表示事項)

第31条 条例第27条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第3に掲げるもの 原料とした食用のふぐの種類及び加工年月日並びに別表第1に掲げるなしふぐを原料としたものにあつては漁獲された海域
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 原料とした食用のふぐの種類、ふぐ処理業者の氏名又は名称、住所及び処理年月日並びに別表第1に掲げるなしふぐを原料としたものにあつては漁獲された海域
(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、ふぐの処理等の規制に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第4項の規定によりふぐ処理師試験に合格した者とみなされる者がふぐ処理師の免許を申請する場合の第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「第15条に規定するふぐ処理師試験合格証（前条に規定する者にあつては、同条に規定する試験に合格したことを証する書類及び当該都府県知事から交付された免許証）」とあるのは、「知事が定める条例附則第4項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類」とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

食用に供することができる種類のふぐ（標準和名）	食用に供することができる部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜	筋肉

石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。)	
しょうさいふぐ	筋肉及び精巢
まふぐ	筋肉及び精巢
めふぐ	筋肉及び精巢
あかめふぐ	筋肉及び精巢
とらふぐ	筋肉、皮及び精巢
からす	筋肉、皮及び精巢
しまふぐ	筋肉、皮及び精巢
ごまふぐ	筋肉及び精巢
かなふぐ	筋肉、皮及び精巢
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巢
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ひとづらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巢
はこふぐ	筋肉及び精巢
なしふぐ（有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉及び知事が定める精巢

備考

- 1 本表は、日本の沿岸域並びに日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 2 有明海とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、熊本県染岳から高松山三角点に至る直線、熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線、熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県と佐賀県の境界線が海岸線と交わる点から

熊本県と福岡県の境界線が海岸線と交わる点に至る直線より南側の海面をいう。

3 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

4 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県の境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、香川県及び岡山県の漁業者が操業することができる海面をいう。

5 この表の右欄に掲げる筋肉には骨を、皮にはひれを含む。

6 2 種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該 2 種類に共通する食用に供することができる部位をそのふぐの食用に供することができる部位とする。

別表第 2（第 4 条関係）

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

別表第 3（第 17 条関係）

- 1 ふぐ処理施設は、衛生上不適当な場所に位置しないものであること。ただし、衛生上必要な措置を講じている場合は、この限りでない。
- 2 ふぐ処理施設の周囲は、排水がよく清掃しやすい状態であること。
- 3 ふぐ処理施設は、その使用目的に適した大きさ及び構造を有し、かつ、居住に供する部分その他営業に必要でない場所と区画されたものであること。
- 4 ふぐ処理施設は、排水がよく清掃しやすい構造であること。
- 5 ふぐ処理施設には、次に掲げる設備を設けること。
 - (1) 水道水又は飲用に適する水を供給する設備及び排水設備
 - (2) 作業面において 100ルクス以上の明るさを保つことができる設備
 - (3) 器具、原材料等を洗浄するための流水式洗浄設備並びに流水受槽式手洗い設備及び手指の消毒設備
 - (4) 冷蔵又は冷凍設備

- (5) 冷蔵設備、加熱設備その他温度及び圧力を調整する必要がある設備に係る温度計、圧力計その他必要な計量器
 - (6) 防じん、防そ及び防虫の設備
 - (7) 従事者の数に応じた更衣室又は作業衣等を収納できる箱（ロッカーを含む。）
-

様式第 1 号（第 5 条関係）

ふぐ処理師免許申請書

富山県知事

殿

住所

申請者 氏名

電話番号

年 月 日

印

ふぐ処理師の免許を受けたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

生年月日	年 月 日		
本籍地			
欠格事由	富山県ふぐの取扱いに関する条例第10条第 1 項又は第 2 項の規定により免許を取り消されたことの有無（ないときは「無」と、あるときは「有」と記入し、かつ、あるときはその取消しの年月日を記入すること。）		
	免許を取り消されたことの有無		
	取消しの年月日	年 月 日	
	富山県ふぐの取扱いに関する条例又は同条例に基づく処分に違反して刑に処せられたことの有無（ないときは「無」と、あるときは「有」と記入し、かつ、あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を記入すること。）		
	刑に処せられたことの有無		
	刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日	年 月 日	

備考

- 1 添付書類
- (1) ふぐ処理師試験合格証（富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則別表第 2 に掲げる都府県知事が行う試験に合格し、当該都府県知事の免許を受けている者にあつては、その合格したことを証する書類及び当該都府県知事から交付された免許証）の写し

(2) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42 年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し

(3) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(4) 成年被後見人でないことを証する書類（後見登記等に関する法律（平成11年法律第 152号）第10条第 1 項に規定する登記事項証明書又は成年被後見人でないことを証した市町村（特別区を含む。）の長の証明書をいう。）
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 2 号（第 6 条関係）

免許番号 第 号

ふぐ処理師免許証

本籍地（都道府県又は国籍）

氏名

年 月 日生

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）によりふぐ処理師の免許を与えたことを証する。

年 月 日

富山県知事 印

様式第 3 号（第 7 条関係）

ふぐ処理師免許証書換え交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名

印

電話番号

ふぐ処理師免許証の書換え交付を受けたいので、富山県ふぐの取扱いに関する
条例第 6 条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

免許番号	第 号	
変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考

1 添付書類

- (1) ふぐ処理師免許証
- (2) 変更の理由を証する書類

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 4 号（第 8 条関係）

ふぐ処理師免許証再交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名

印

電話番号

ふぐ処理師免許証の再交付を受けたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第 6 条第 3 項（第 4 項）の規定により次のとおり申請します。

免許番号	第 号
生年月日	年 月 日
再交付の理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失

備考

- 1 添付書類 ふぐ処理師免許証（失った場合を除く。）
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「再交付の理由」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 5 号（第 9 条関係）

ふぐ処理師免許証返納届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

電話番号

富山県ふぐの取扱いに関する条例第 6 条第 5 項（第 10 条第 3 項）の規定により、
ふぐ処理師免許証を返納します。

備考

- 1 添付書類 ふぐ処理師免許証（その再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、その免許証）
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 6 号（第10条関係）

ふぐ処理師死亡届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名

印

電話番号

ふぐ処理師が死亡したので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第 7 条の規定により次のとおり届け出ます。

ふぐ処理師の氏名	
免許番号	第 号
届出者とふぐ処理師との関係	
届出の理由	1 死亡（ 年 月 日） 2 失踪 ^{そう} の宣告（ 年 月 日）

備考

- 1 添付書類 ふぐ処理師免許証
- 2 「届出の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 7 号（第11条関係）

ふぐ処理師講習会受講申込書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申込者 氏名 印

電話番号

富山県ふぐの取扱いに関する条例第 9 条に規定する講習会の受講を申し込みます。

免許番号	第 号
従事するふぐ処理施設の名称	
従事するふぐ処理施設の所在地	〒 電話番号
従事するふぐ処理施設のふぐ処理業者の氏名又は名称	
受けようとする講習会の開催日	年 月 日

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 8 号（第11条関係）

ふぐ処理師講習会修了証

住所

氏名

免許番号 第 号

上記の者は、富山県ふぐの取扱いに関する条例第 9 条に規定する講習会の課程
を修了したことを証する。

講習会修了年月日 年 月 日

年 月 日

富山県知事 印

様式第9号 (第14条関係)

※受験番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日

富山県知事

殿

氏名

印

富山県ふぐの取扱いに関する条例第12条に規定するふぐ処理師試験を受けたいので、次のとおり申請します。

住所	〒 電話番号
氏名	
ふりがな	
生年月日	年 月 日

備考

1 添付書類

- (1) 調理師法（昭和33年法律第 147号）第 5 条第 3 項に規定する調理師免許証の写し又はふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて 2 年以上食用のふぐの処理に従事した者であることを証する書類
 - (2) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ 4.5センチメートル、横の長さ 3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

様式第10号（第15条関係）

第 号

ふぐ処理師試験合格証

住所

氏名

年 月 日生

年 月 日に実施した富山県ふぐの取扱いに関する条例第12条に
規定するふぐ処理師試験に合格したことを証する。

年 月 日

富山県知事

印

様式第11号（第16条関係）

ふぐ処理営業認証申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
申請者 氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

ふぐ処理営業の認証を受けたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第14条
第 1 項の規定により次のとおり申請します。

認証の種類		新規 ・ 継続	
ふぐ処理施設	名称		
	所在地	〒 電話番号	
法 定 代 理 人 (申請者が未 成年者である 場合)	氏名		
	住所	〒 電話番号	
ふぐ処理施設ごとに 置かれるふぐ処理師	氏名		
	免許番号	第 号	
	氏名		
	免許番号	第 号	
	氏名		
	免許番号	第 号	
欠格事由	富山県ふぐの取扱いに関する条例第22条第 1 項又は第 2 項 の規定により認証を取り消されたことの有無（ないときは 「無」と、あるときは「有」と記入し、かつ、あるときは その取消しの年月日を記入すること。）		
	認証を取り消されたことの有無		
	取消しの年月日		年 月 日

富山県ふぐの取扱いに関する条例又は同条例に基づく処分に違反して刑に処せられたことの有無（ないときは「無」と、あるときは「有」と記入し、かつ、あるときはその刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を記入すること。）	
刑に処せられたことの有無	
刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日	年 月 日

備考

1 添付書類

- (1) ふぐ処理施設ごとに置かれるふぐ処理師の免許証の写し
- (2) ふぐ処理施設の付近の見取図
- (3) ふぐ処理施設の構造設備等を明らかにした図面
- (4) ふぐ処理施設において水道水以外の水を使用する場合にあっては、その水の水質検査の結果を証する書類の写し
- (5) ふぐ処理師が講習会の課程を修了した場合にあっては、ふぐ処理師講習会修了証の写し
- (6) 法人にあっては、登記事項証明書

2 継続の認証申請の場合にあっては、添付書類のうち(1)及び(4)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

3 「認証の種類」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

4 「欠格事由」欄は、法人にあってはその役員に係る事項を含むものとする。

5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第12号 (第18条関係)

ふぐ処理営業認証書

住所（所在地）

氏名 (名称)

上記の者は、富山県ふぐの取扱いに関する条例第14条第1項の規定により次のとおりふぐ処理営業の認証を受けたふぐ処理業者であることを証する。

認証番号 第 号

認証の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

ふぐ処理施設の名称

ふぐ処理施設の所在地

年 月 日

富山県知事

印

様式第13号（第19条関係）

ふぐ処理営業認証書書換え交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
申請者 氏名 印
（法人にあっては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

ふぐ処理営業認証書の書換え交付を受けたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第18条第2項の規定により次のとおり申請します。

ふぐ処理施設	名称	
	所在地	〒
		電話番号
認証番号		第 号
認証年月日		年 月 日
変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 1 添付書類
- (1) ふぐ処理営業認証書
- (2) 変更の理由を証する書類
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第14号（第20条関係）

ふぐ処理営業認証書再交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

ふぐ処理営業認証書の再交付を受けたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第18条第3項（第4項）の規定により次のとおり申請します。

ふぐ処理施設	名称	
	所在地	〒
		電話番号
認証番号	第 号	
認証年月日	年 月 日	
再交付の理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失	

備考

- 1 添付書類 ふぐ処理営業認証書（失った場合を除く。）
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 「再交付の理由」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第15号（第21条関係）

ふぐ処理営業認証書返納届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

富山県ふぐの取扱いに関する条例第18条第5項（第22条第3項）の規定により、
ふぐ処理営業認証書を返納します。

備考

- 1 添付書類 ふぐ処理営業認証書（その再交付を受けた後、失った認証書を発見したときは、その認証書）
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第16号（第22条関係）

ふぐ処理営業認証申請事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

ふぐ処理営業の認証の申請に係る記載事項に変更を生じたので、富山県ふぐの
取扱いに関する条例第19条の規定により次のとおり届け出ます。

ふぐ処理施設	名称	
	所在地	〒
		電話番号
認証番号		第 号
認証年月日		年 月 日
変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 1 添付書類 変更の理由を証する書類
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第17号（第23条関係）

ふぐ処理営業廃業等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
（法人にあっては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

ふぐ処理営業の廃業等をしたので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第20条の
規定により次のとおり届け出ます。

ふぐ処理施設	名称	
	所在地	〒 電話番号
認証番号		第 号
認証年月日		年 月 日
届出者とふぐ処理業者との関係		
届出の理由		1 死亡又は失踪 ^{そう} の宣告 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産手続開始の決定による解散 4 法人の2及び3以外の理由による解散 5 ふぐ処理営業の廃止
上記理由の生じた年月日		年 月 日

備考

- 1 添付書類 ふぐ処理営業認証書
- 2 「届出の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第18号（第24条関係）

ふぐ処理営業承継届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

ふぐ処理営業者の地位を承継したので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第23条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

地位の承継の理由		相続 ・ 合併 ・ 分割
ふぐ処理営業者であった者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	〒
		電話番号
相続開始、合併又は分割の年月日		年 月 日
ふぐ処理施設の名称		
ふぐ処理施設の所在地		

備考

1 添付書類

(1) ふぐ処理営業認証書

(2) 相続の場合 戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりふぐ処理営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(3) 合併又は分割の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりふぐ処理営業を承継した法人の登記事項証明書

2 「地位の承継の理由」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第19号（第25条関係）

ふぐ卸売業届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
届出者 氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

ふぐの卸売業を行いたいのので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第24条の規定により次のとおり届け出ます。

食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第52条第1項の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別	魚介類販売業 ・ 魚介類せり売営業
卸売市場の名称	

備考

- 1 「食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第52条第1項の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第20号（第26条関係）

ふぐ卸売業届出済証

住所（所在地）

氏名（名称）

上記の者は、富山県ふぐの取扱いに関する条例第24条の規定により次のとおり
ふぐ卸売業の届出をしたふぐ卸売業者であることを証する。

届出済番号 第 号

卸売市場の名称

年 月 日

富山県知事

印

様式第21号（第27条関係）

ふぐ卸売業届出済証記載事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

ふぐ卸売業届出済証の記載事項に変更を生じたので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第25条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

届出済番号	第 号	
変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考

1 添付書類

- (1) ふぐ卸売業届出済証
- (2) 変更の理由を証する書類

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第22号（第28条関係）

ふぐ卸売業届出済証破損等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

ふぐ卸売業届出済証（届出済番号 第 号）を破った（汚した、失
った）ので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第25条第3項（第4項）の規定に
より届け出ます。

備考

- 1 添付書類 ふぐ卸売業届出済証（失った場合を除く。）
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第23号（第29条関係）

ふぐ卸売業届出済証返納届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

富山県ふぐの取扱いに関する条例第25条第5項の規定により、ふぐ卸売業届出済証を返納します。

備考

- 1 添付書類 ふぐ卸売業届出済証
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第24号（第30条関係）

ふぐ卸売業廃業等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

ふぐ卸売業の廃業等をしたので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第26条において準用する同条例第20条の規定により次のとおり届け出ます。

届出済番号	第 号
届出者とふぐ卸売業者との関係	
届出の理由	1 死亡又は失踪 ^{そう} の宣告 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産手続開始の決定による解散 4 法人の2及び3以外の理由による解散 5 ふぐ卸売業の廃止
上記理由の生じた年月日	年 月 日

備考

- 1 添付書類 ふぐ卸売業届出済証
- 2 「届出の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

